

島根労働局発表
平成30年3月29日

担当	島根労働局 職業安定部職業安定課 課長 菅蒲 宏 TEL 0852-20-7016	島根県 商工労働部雇用政策課 調整監 村松 敦子 TEL 0852-22-6560
----	--	--

平成30年度 島根県雇用対策協定に基づく事業計画について ～島根県と島根労働局とが連携し雇用施策を展開～

島根県と島根労働局（局長：浅野茂充）は、平成28年8月31日に締結した「島根県雇用対策協定」（別添1）に基づく事業計画（平成30年度）を共同で策定しました。

これにより、島根県における雇用面における課題に対して、島根県と国（島根労働局）が一層連携を緊密にし、総合的な雇用対策を実施していきます。

平成30年度雇用対策協定に基づく事業計画のポイント

○平成30年度における主要な取組等

少子高齢化の進行や県内の若者の進学、就職による県外への流出などに伴う労働力人口の減少に対応するため、①産業人材の育成・確保、②若者の活躍促進、③働き方改革の推進に取り組むとともに、実施主体の明確化、年間目標を設定しました。

《事業内容》

☞ 産業人材の育成・確保

- ・就学段階からの職業教育の実施
- ・大学等の島根県出身学生及び県外在住者等に対する県内就職の促進
- ・専門人材の確保及び就職支援
- ・企業が行う人材確保の取り組みへの支援

☞ 若者の活躍推進

- ・新規学卒者等の適職選択支援及び就職・職場定着支援等
- ・関係者及び関係機関の理解促進
- ・フリーター等の正規雇用化の促進

☞ 働き方改革の推進

- ・働き方改革の実現
- ・若者の活躍促進（再掲）
- ・女性の活躍促進・ひとり親に対する就業対策の強化
- ・高年齢者、障がい者、難病・がん患者等の活躍促進・就業環境の整備
- ・地域のニーズを捉えた能力開発の推進

平成30年度 雇用対策協定に基づく事業計画

前文

島根県と島根労働局は、それぞれの強みを活かした雇用対策を効果的かつ一体的に取り組むことを通じて、「子育てしやすく 活力ある地方の先進県 しまね」の実現を目指し、平成28年8月31日に、「島根県雇用対策協定」(以下「協定」という。)を締結しました。

島根県と島根労働局は、日頃から十分な意思疎通を図り、緊密な連携・協力関係の下、協定の第2条第1項に基づき、平成30年度に実施する事業は、次のとおりとします。

1 産業人材の育成・確保

産業振興を図るためにには、その産業を担う人材の育成と確保が不可欠です。

人材育成にあたっては、長期間を要することもあり、各産業の将来像や産業振興施策を見据えながら、子どもの頃から就学時、さらには、就業後に至る各段階に応じた取り組みを実施します。

また、若年者の県内定住を促進するためには、県内に魅力的な雇用の場が必要であり、こうした取り組みを行う企業への支援や情報発信を積極的に行うことで、県内企業への就職促進を図ります。

＜目標＞県内企業の採用計画人員の充足率：100%

島根県が実施する人材育成研修の受講企業数：780社

県内高校卒業者の県内就職率：82.9%

県内高等教育機関卒業者の県内就職率：42.5%

戦略産業雇用創造プロジェクトによる雇用創出者数：182人

(1) 就学段階からの職業教育の実施

子どものころからものづくりに関心を持たせるなど、将来の職業選択に活かせる体系的な取り組みを実施します。

① 小中学校段階

【島根県】

- ・ふるさと教育の推進
- ・キャリア教育の推進（職場体験等）
- ・中学生を対象とした「ものづくり体験教室」などの実施

【島根県・労働局】

- ・「働くこと作文コンクール」の実施

【労働局】

- ・ハローワーク職員等による中学生を対象とした職業講話の実施

② 高等学校段階

【島根県】

- ・キャリア教育の推進（インターンシップ、企業見学、企業説明会等）

- ・業界団体、関係機関と連携した就業体験、技能体験の推進

【労働局】

- ・学卒ジョブ・サポーターの高等学校訪問による就職支援の実施

③ 大学、高専、高等技術校等段階

【島根県】

- ・大学、高等専門学校等と企業等との連携によるキャリア教育の充実
- ・インターンシップの質的向上
- ・高等技術校における職業訓練の実施

【労働局】

- ・新卒応援ハローワークにおける就職支援の実施

(2) 大学等の島根県出身学生及び県外在住者等に対する県内就職の促進

若年者の県内就職を促進するためには、魅力ある雇用の場づくりとともに、若年者やその保護者並びに教育機関が、島根県で働くことや県内企業への理解を深めることが必要であることから、関係機関が連携して、高校、高等専門学校、県内外の大学・短大・専修学校等（以下「大学等」という。）の生徒・学生の県内就職の促進を図ります。

① U I ターン求職登録者、学生登録者の拡大

【島根県】

- ・高校在学中からの「しまね学生登録」の推進
- ・大学等と連携した県内就職促進対策の実施
- ・U I ターンフェアなどによる県内就職促進対策の実施

【労働局】

- ・他都道府県の新卒応援ハローワーク等との連携による島根県が実施するイベント情報の発信及び個別支援の実施
- ・若年者地域連携事業（県内優良企業の周知）によるU I ターン登録者の拡大
- ・「地元就活コラボプロジェクト」受託者との連携による求職者への効果的な情報提供

② I T 人材の掘り起しと集積

【島根県】

- ・I T 人材コーディネーター等によるI T エンジニアと県内I T 企業とのマッチングやU I ターン転職の促進

【労働局】

- ・全国ネットワークを活用した求職者情報の収集

③ 効果的な出会いの場の設定

【島根県】

- ・就職フェアや就活前の学生と県内企業との交流会等の開催
- ・大学等の教職員と県内企業の交流会等の開催
- ・U I ターンフェア等の実施

④ 職業紹介事業の効果的かつ効率的な運用

【島根県・労働局】

- ・島根県、労働局、市町村、定住財団等関係機関と連携した就職支援の実施

(3) 専門人材の確保及び就職支援

専門的・技術的人材や福祉・介護、建設、警備、運輸などの雇用吸収力の高い分野の人材確保のための企業支援やこれらの分野に従事する人材の県内就職の促進を図ります。

① 専門人材確保への支援及び就職支援

【島根県】

- ・高度な技術等を有する専門人材を確保する企業への支援の実施
- ・福祉・介護、建設産業に従事する人材の県内就職の促進

【労働局】

- ・全国ネットワークを活用した求職者情報の収集（再掲）
- ・資格所持者等に対する積極的な求人情報の提供
- ・島根県社会福祉協議会や雇用吸収力の高い分野の関係団体と連携した就職支援の実施

(4) 企業が行う人材確保の取り組みへの支援

企業自らが行う人材確保のための取り組みへの支援を行います。

① 企業自らの取り組みの推進

【島根県】

- ・経営者等への意識啓発のためのセミナー等の実施

【島根県・労働局】

- ・「企業支援施策説明会」の開催による各種支援施策や助成金の周知

【労働局】

- ・賃金引上げに向けた生産性向上等に取り組む企業への支援の実施
- ・建設・介護分野での雇用管理改善セミナーの実施
- ・福祉・介護、建設、警備、運輸などの雇用吸収力の高い分野の人材確保に向けた求人者向けセミナー、就職面接会等の実施
- ・人材確保等支援助成金（仮称）の周知と活用促進
- ・人材開発支援助成金の周知と活用促進

② 県内企業の情報発信や人材確保への支援

【島根県】

- ・企業紹介誌の作成や「しまね就活情報サイト」による企業情報の発信
- ・企業と大学教職員や大学生等との交流会等の開催
- ・企業の採用力や情報発信力を高めるためのセミナー等の実施

【島根県・労働局】

- ・若年者地域連携事業（就職フェアしまね、しまね企業ガイダンス、定例面接

- 会、専修学生と県内若手社員との交流会など)の実施
 - ・一体的実施事業における合同企業説明会の開催
- ③ 地方創生に向けた地域雇用対策の推進
- 【島根県】
- ・ものづくり産業とIT産業の振興を通じた雇用機会の増大を図る「戦略産業雇用創造プロジェクト」の推進
- 【労働局】
- ・島根県が実施する「戦略産業雇用創造プロジェクト」への支援・協力

2 若者の活躍推進

県内就職に向けた学校等での様々な取り組みや関係機関の支援などにより、特に高校生の県内就職率は、平成23年3月卒業者が初めて70%を超えて以来、概ね、上昇傾向を続けてきましたが、近年は全国的に求人が増加する中にあって、横ばいとなっています。

このため引き続き、若年者の県内就職を促進するための取り組みを実施します。

また、地域産業を振興していくためには、若年者の育成及び職場への定着が重要であり、企業等が実施する職場定着の取り組みを推進していきます。

<目標>

- 県内高校卒業者のうち進学予定者の学生登録者の割合：92.6%
- ジョブカフェしまねでの大学生インターンシップの実施件数：450人
- 新規学卒者の就職3年後の定着率：67.5%
- ハローワークにおける正社員求人数：32,513人
- ユースエール認定企業数：3社
- 県内高校卒業者の県内就職率：82.9%（再掲）
- 県内高等教育機関卒業者の県内就職率：42.5%（再掲）

(1) 新規学卒者等の適職選択支援及び就職・職場定着支援等

経済団体等への求人要請や関係機関による支援を通じて、県内就職の促進を図ります。

① 学生・生徒のニーズに応じた求人の確保

【島根県・労働局】

- ・経済4団体、県内29商工団体に対する求人要請の実施
- ・「しまね働き方改革宣言」の展開

② 大学等及び高等学校の卒業予定者等に対する就職・職場定着支援等

【島根県】

- ・キャリア教育の推進（インターンシップ、企業見学、企業説明会等）（再掲）
- ・高校生等への若年者向け労働ハンドブックの作成、配布
- ・内定者研修の実施

- ・ジョブカフェしまねにおける就労支援の実施

【島根県・労働局】

- ・若年者地域連携事業（就職フェアしまね、しまね企業ガイダンス、定例面接会など）の実施（再掲）
- ・一体的実施事業における合同企業説明会の開催（再掲）

【労働局】

- ・新卒応援ハローワークにおける就職支援の実施（再掲）
- ・学校での労働法制等に関するセミナーの開催
- ・企業や学生等に対する訪問等による職場定着支援の実施
- ・高校生等を対象とした企業説明会の開催
- ・高等学校と企業との意見交換会の開催

（2）関係者及び関係機関の理解促進

若年者の職場定着のためには、就職の際に、労働条件に加え就労実態等の職場情報を収集することが重要であることから、こうした情報の提供に係る企業への周知と優良企業の認定制度等を実施します。また、新卒採用時のトラブルを防止するため、求人の不受理を適切に実施します。

① 関係者及び関係機関の理解促進

【島根県】

- ・企業への専門家派遣による人材育成定着プログラムの作成支援や企業が行う魅力ある職場づくり等の人材育成研修への支援
- ・出産後の職場復帰に取組む企業への奨励金の支給
- ・中小企業への労働施策アドバイザーの派遣

【労働局】

- ・企業や学生等に対する訪問等による職場定着支援の実施（再掲）
- ・高校生等を対象とした企業説明会、高校と企業との意見交換会の開催（再掲）
- ・新卒者、離学者、保護者向けガイドブックの活用
- ・若年者の職場定着等に向けた事業主セミナーの開催
- ・職場定着を図るための企業へのコンサルタントの派遣
- ・青少年雇用情報の収集と提供

② 「ユースエール認定制度」等の普及促進

【島根県】

- ・「しまねいきいき雇用賞」の周知と受賞企業の優良事例の普及啓発

【労働局】

- ・「ユースエール認定企業」の周知及び認定企業の開拓の実施

③ 求人の不受理

【労働局】

- ・一定の労働関係法令違反があった事業所等に係る新卒求人の不受理

(3) フリーター等の正規雇用化の促進

正規雇用の経験が少ない若年者にキャリア相談や職業訓練等を通じて、職業能力を付与し、正規雇用化の促進を図ります。

① ハローワークとジョブカフェしまねの連携支援

【島根県・労働局】

- ・新卒応援ハローワークとジョブカフェしまねの連携によるキャリア相談、就職支援セミナー、就業体験等の就職支援の実施
- ・能力開発機会に恵まれなかつた非正規雇用労働者等を対象として、国家資格の取得等を目指し、正社員就職を実現する長期の離職者訓練「長期高度人材育成コース」の推進

【労働局】

- ・公的職業訓練のあっせん
- ・トライアル雇用の推進

② ハローワークと地域若者サポートステーションの連携支援

【島根県・労働局】

- ・ハローワークとサポートステーション（松江・浜田）の連携によるキャリア相談、就業体験等の就職支援の実施

3 働き方改革の推進

労働局、島根県、労使等の関係団体から構成される「しまね働き方改革推進会議」において、若者の地元就職・定着など人材の確保を図るべく、「魅力ある職場づくり」に向けた働き方改革を推進するため「しまね働き方改革宣言」を採択したところであり、この周知・啓発を進めます。

加えて、誰もが生きがいを感じられる地域社会を創っていくために以下の課題等に対応していきます。

- 同一労働同一賃金など非正規雇用の待遇改善の実現
- 長時間労働の是正及び柔軟な働き方がしやすい環境整備
- 生産性向上、賃金引上げのための支援
- 若者の活躍促進
- 女性の活躍推進
- 高齢者の就労促進
- 障がい者、難病患者、がん患者等の活躍支援
- 地域ニーズを捉えた能力開発の推進

<目標>働き方改革に係る企業・団体への要請件数：33件

島根県正社員転換・待遇改善実現プランの目標達成割合：年20%

マザーズコーナーにおける重点支援対象者の就職率：92.1%

生涯現役窓口での65歳以上求職者の就職件数：171件

障がい者の就職件数：前年度実績以上

委託訓練修了者の就職率：85%

(1) 働き方改革の実現

同一労働同一賃金など非正規雇用の待遇改善、長時間労働の是正、柔軟な働き方がしやすい環境整備、賃金引上げなどにより、労働環境の整備・生産性の向上を図るとともに、これまでの働き方・休み方を見直すとともに、テレワークを推進するなど、効率的かつ多様な働き方をすすめるための啓発・指導を推進します。

また、労働局と県内の金融機関等が連携して、中小企業・小規模企業者に対して働き方改革の周知・啓発を進めます。

さらに、中小企業・小規模事業者等を中心に、「同一労働同一賃金ガイドライン案」等を参考とした企業における非正規雇用労働者の待遇改善、時間外労働の上限規制への対応に向けた弾力的な労働時間制度の構築及び生産性向上による賃金引上げに向けた支援等の総合的な支援を行うため、「島根働き方改革推進支援センター」を設置します。

① 過労死等防止対策の推進

【島根県】

- ・島根県HPや機関紙による啓発・機運の醸成

【労働局】

- ・「過労死等防止啓発月間」期間中のシンポジウムの開催等による周知・広報の実施
- ・「島根働き方改革推進支援センター（委託事業）」による支援

② 働き方・休み方の見直しに向けた取組の促進

【島根県】

- ・島根県HPや機関紙による啓発・機運の醸成
- ・中小企業への労働施策アドバイザーの派遣（再掲）

【労働局】

- ・県内の主要企業の経営者トップ等に対する要請の実施
- ・金融機関を含む関係機関と連携した周知・広報の実施
- ・働き方・休み方改善コンサルタント等による企業への啓発・指導
- ・時間外労働等改善助成金の周知・活用促進

③ 最低賃金額の周知・広報

【島根県】

- ・島根県HPや機関紙による周知の促進

【労働局】

- ・金融機関を含む関係機関と連携した周知・広報の実施

④ 非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善の推進

【労働局】

- ・「島根県正社員転換・待遇改善実現プラン」の実施
- ・「島根働き方改革推進支援センター（委託事業）」による支援（再掲）

- ・キャリアアップ助成金の周知と活用促進
 - ・業務改善助成金の周知・活用促進
- ⑤ ワーク・ライフ・バランスの推進

【島根県】

- ・島根県HPや機関紙による啓発・機運の醸成
- ・従業員の子育てを積極的に支援する企業「しまね子育て応援企業（こっころカンパニー）」の認定の推進
- ・部下の仕事と子育ての両立を支援する上司の表彰制度「こっころイクボス表彰」の実施
- ・イクメンやイクボスに関する啓発の実施

【労働局】

- ・仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組む企業に対する認定制度（「くるみん」及び「プラチナくるみん」）の周知及び取得促進
- ・妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント防止のための周知啓発と指導
- ・両立支援等助成金及び育児休業給付及び介護休業給付の周知・活用促進

（2）若者の活躍推進（再掲）

（3）女性の活躍推進・ひとり親に対する就業対策の強化

女性活躍推進法に基づき、女性がその個性と能力を十分に發揮し活躍することのできる環境整備に多くの企業が積極的に取り組むよう周知・啓発を行い、かつ企業の取組を支援します。

ひとり親に対する就業支援及び子育て中の女性の再就職支援に取り組みます。

また、労働者の尊厳を傷つけ継続就業を妨げる職場のハラスメントの防止に努めます。

① 女性の活躍促進

【島根県】

- ・女性の就職支援の窓口を開設（県内2か所）
- ・しまね女性の活躍応援企業の登録の促進
- ・女性の活躍に係る行動計画策定支援事業の実施
- ・しまね女性の活躍環境整備支援事業費補助制度の活用促進
- ・経営者対象セミナー、管理職対象セミナーの開催
- ・働く女性のスキルアップセミナー、女性リーダー研修・女性のネットワーク交流会の開催

【労働局】

- ・女性活躍推進法の周知と取組促進のための啓発活動の実施
- ・女性の活躍促進に積極的に取り組む企業に対する「えるぼし認定制度」の周知及び取得促進

- ・両立支援等助成金等の活用促進
- ・子育て中の女性に対し、ハローワークのマザーズコーナー（松江・出雲）における就職支援の実施

② ひとり親に対する就業対策の強化

【労働局】

- ・市町村への臨時窓口を設置する「出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン」の実施
- ・特定求職者雇用開発助成金、トライアル雇用助成金等の利用促進

③ 「妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント」及び「セクシュアルハラスメント」防止のための周知啓発及び指導

【島根県・労働局】

- ・関係機関との連携による企業に対する周知・啓発の実施

【労働局】

- ・「妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント」及び「セクシュアルハラスメント」防止措置の義務化についての指導

(4) 高年齢者、障がい者、難病・がん患者等の活躍促進・就業環境整備

少子高齢化が急速に進行する中、健康で意欲と能力がある限り年齢に関わりなく、企業や地域社会の支え手として活躍し続けることができる「生涯現役社会」の実現に向け、雇用・就業環境の整備を図ります。

また、障がい者の法定雇用率未達成企業に対する指導を厳正に進めるとともに、多様な障がい特性に応じたきめ細やかな就労支援と職場定着を推進します。

① 企業における高齢者の雇用の促進

【労働局】

- ・高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の義務を超える、年齢にかかわりなく働き続けることが可能な企業の普及・啓発等の実施

② 高齢者の再就職の促進

【島根県】

- ・ミドルシニア仕事センターによる中高年齢者の就職支援
- ・シルバー人材センターによる活動支援

【労働局】

- ・ハローワークの生涯現役支援窓口における就労・生活等に係る総合相談や職業生活の再設計に係る支援の実施
- ・技能講習、管理選考、フォローアップを一体的に実施する高齢者スキルアップ・就職促進事業の実施

③ 地域における多様な雇用・就業機会の確保

【労働局】

- ・高齢者の就業機会を確保するための地方自治体や高齢者の就業対策に関わる関係機関等を構成員とした協議会の設置・運営

④ 地域就労支援の強化等による企業への職場定着支援の拡充

【島根県・労働局】

- ・関係機関との連携による障がい者を雇用する企業に対する雇用管理指導の実施
- ・障害者就業・生活支援センターや障害者職業センターとの連携による障がい者に対するジョブコーチ支援の実施

⑤ 多様な障がい特性に応じた就労促進

【島根県】

- ・障がい者に対する職業訓練の実施
- ・障がい者雇用促進啓発セミナーの開催

【島根県・労働局】

- ・障害者就業・生活支援センターによる障がい者の生活面と就業面の一体的支援

【労働局】

- ・ハローワークに配置する精神障害者雇用トータルサポートや難病患者就職センター等による相談援助及び職場定着支援等の実施
- ・「特定求職者雇用開発助成金(発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース)」、「トライアル雇用助成金(障害者トライアルコース)」等の周知・活用促進

⑥ 治療と仕事の両立支援に関する取り組みの促進

【島根県・労働局】

- ・「地域両立支援推進チーム」を活用し、疾病を抱える労働者の治療と仕事の両立支援の取り組みを推進
- ・連携先拠点病院等関係機関とハローワークの連携により、がん等の疾病による長期療養が必要な求職者に対する就職支援と事業主等に対する理解促進のための取り組みを実施

⑦ 生活困窮者に対する就労支援の実施

【島根県・労働局】

- ・「島根県生活保護受給者等就労自立促進協議会」の開催による就労支援目標の達成等に向けた協議の実施

【労働局】

- ・「特定求職者雇用開発助成金(生活保護受給者等雇用開発コース)」の活用による生活困窮者の自立促進と定着支援の充実・強化
- ・「松江市福祉就労支援コーナー ハローワークプラス」(松江市役所内に設置)の効果的な運営による自治体とハローワークが一体となった就労支援の実施

⑧ 就職氷河期無業者に対する就労支援の実施

【労働局】

- ・就職氷河期に学校卒業時を迎えた四十代前半層で無業状態にある者について、その自立を実現するため、地域若者サポートステーションにおいて、就職氷河期無業者総合サポートプログラムの活用による支援を実施

(※)「就職氷河期無業者」とは、就職氷河期（一般的に平成5年から平成16年頃）に学校を卒業した概ね40代前半の無業者をいい、「就職氷河期無業者総合サポートプログラム」は、平成30年度、モデル事業として、全国で島根を含む10のサポステにおいて実施されることとなった。

（5）地域のニーズを捉えた能力開発の推進

【島根県】

- ・地域創生人材育成事業を活用した「観光分野」の人材育成

【島根県・労働局】

- ・雇用のセーフティネットや地域において必要とされる人材育成を推進するため、「島根県職業訓練実施計画」に基づき、地域ニーズを踏まえた訓練コースの設定、適切な受講あっせん、ハロートレーニング（公的職業訓練）受講者の就職支援を実施

島根県雇用対策協定

(目的)

第1条 この協定は、少子高齢化の進行や県内の若者の進学、就職による県外への流出などに伴う労働力人口の減少に対応するため、魅力ある就業の機会をつくり、子育てに良好な環境を活かすことにより、人々の定着、回帰・流入の促進に取り組む島根県と労働市場のセーフティネットを担う職業安定行政を展開している厚生労働省島根労働局（以下「島根労働局」という。）が、それぞれの強みを活かし、県内企業の人材確保支援、県民の雇用の安定や雇用環境の改善に係る支援、県内外在住者の県内定着に係る支援などの雇用対策を効果的かつ一体的に取り組むことを通じて、「子育てしやすく 活力ある地方の先進県 しまね」の実現を目指すことを目的として、締結する。

(事業内容等)

- 第2条 島根県及び島根労働局は、前条の目的を達成するため、具体的な取組、実施方法及び数値目標を事業計画として毎年定めるものとする。
2. 前項の事業計画の策定及び事業計画に定めた取組みの実施状況の把握等は、島根県及び島根労働局が共同で設置する運営協議会が実施するものとする。

(要請等)

- 第3条 島根県知事及び島根労働局長は、それぞれが取り組む施策の推進に資するため必要な要請を相互に行うことができるものとする。
2. 島根県知事及び島根労働局長は、前項の要請に対して、誠実に対応するものとする。

(秘密保持)

- 第4条 この協定に基づく雇用対策に関する取組において、島根県及び島根労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持することとする。
ただし、事前に相手方の承諾を得られた場合は、この限りではない。

(その他)

第5条

1. この協定に定めのない事項が生じたとき又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、島根県及び島根労働局は誠意をもって協議し、定めるものとする。
2. 協定締結当事者に変更があった場合であっても、他に定めのないときは、新たな協定書が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

附則

この協定は、締結する日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、島根県知事及び島根労働局長が署名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

(協定締結当事者)

島根県知事

溝口善次

厚生労働省島根労働局長

浅野茂光